

令和 8 年度清瀬市実証実験
きよせ駅前ポケットパーク移動式販売車（キッチンカー）及びテント型店舗
出店事業者募集要領

1 目的

きよせ駅前ポケットパークのスペースを有効活用し、清瀬駅周辺のにぎわい創出や魅力の向上、地域振興に寄与することを目的とする。

2 募集期間及び出店日時等

出店希望者は下記 3 の登録を行い、定められた期間までに出店希望日の申請をすること。（申請フォームは事業者登録申請後に送付します。）

(1) 募集期間

令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月末まで（年末年始を除く）

(2) 出店日

上記期間内の希望日（土日祝含む）

(3) 出店時間帯

①10：00～15：00 ※コアタイムあり 11：00～13：00の間は出店必須

②16：00～21：00 ※コアタイムあり 17：00～19：00の間は出店必須

(4) 出店数

1 つの時間帯につき 1 事業者（キッチンカー 1 台）まで

(5) 出店対象事業者

市内外問わず

3 出店事業者の登録について

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、下記の申請フォーム「令和 8 年度清瀬市実証実験キッチンカー及びテント型店舗 出店事業者登録申請（きよせ駅前ポケットパーク）」を行うこと。

(1) 項目 1 「目的」に同意できる者

(2) 公的機関の発行する営業許可証を有する者

▼出店事業者登録申請フォーム（きよせ駅前ポケットパーク）

<https://logoform.jp/form/QzsJ/1696242>



4 事業者登録申請の禁止事業者

以下に該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

(1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）

(2) 銀行取引停止処分を受けている者

(3) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

(4) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

(5) 申し込み業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者

- (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (7) 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- (8) その他、市が指定する者

5 提出書類

- (1) 営業許可証一式（保健所が発行したもの）
- (2) 食品賠償保険等の証明書の写し
- (3) 販売メニューや商品の写真
- (4) キッチンカー車両やテントの写真

6 出店希望日の申請について

事業者登録申請後、市から登録通知を受け取った事業者は、申請フォーム「令和8年度清瀬市実証実験キッチンカー及びテント型店舗 出店希望日申請（きよせ駅前ポケットパーク）」で出店希望日の申請を行うこと。（申請フォームは事業者登録申請後に送付します。）

なお、登録事業者同士で出店希望日が重複した場合は、抽選とする。

7 出店料

出店時間帯問わず、無料（実証実験のため）

8 出店場所

きよせ駅前ポケットパーク（安らぎ場） ※別紙参照

- ・所在地：清瀬市元町一丁目555番37
- ・面積：55m²

9 設備

調理・販売のための電気・水道等の施設設備及び備品は事業者が用意すること。

10 出店について

- (1) 酒類を除く飲食物を提供すること（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているものであること）。
- (2) 消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び清瀬市が不適当と判断したものは禁止とする。
- (3) 項目1の目的に沿う内容かつきよせ駅前ポケットパークのスペースで営業が可能であれば、出店形態はキッチンカーやテント型店舗に限らない。
- (4) 販売スペースに必ずゴミ箱を設置し、調理・販売によって出たゴミ（使い捨て食器や残飯等）は事業者が責任をもって持ち帰ること。またSDGsを意識し、再利用可能な容器の使用等に取り組むこと。
- (5) 駐停車中のアイドリングは禁止とし、キッチンカーの調理等付属装置のための電力確保には発電機等の外部電源設備を使用すること。
ただし、都条例・規則に基づき、付属装置の動力としてキッチンカーのエンジンを使用する場合は除く。
- (6) 出店の応募をいただいても、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

11 その他

- (1) 実証実験であるため、出店後に実績報告を求める。報告内容は以下のとおりとする。
なお、報告は所定の申請フォームで行うこと。(申請フォームは出店事業者に別途送付します。)
- ①実施時間
 - ②販売数・来客数
 - ③売上金額
- (2) 実証実験であるため、清瀬市が用意した来客者向けアンケートへの回答促進にご協力いただく可能性がある。
- (3) 実証実験であるため、必要に応じて協議の上、募集要領等の内容を変更する可能性があります。

12 問合せ先

未来創造課イノベーション推進係 Tel : 042-497-1802

以上